



常任委員会

市議会には、総務・文教厚生・経済建設の3つの常任委員会が設置されており、本会議で審査を付託された議案等について、それぞれ専門的に審査を行い、採決した結果を本会議に報告します。

委員会 および 審議結果	質疑・審査要約
<p>総務常任委員会 (3月1日開催)</p> <p>【原案可決】 議案第19号、議案第20号 議案第21号、議案第23号 議案第27号、議案第28号 議案第29号、議案第30号 議案第31号、議案第32号 議案第35号の一部 議案第36号の一部 議案第37号</p>	<p>財産の無償貸付について (議案第31号) 問 10年以上使用していない旧蓮沼幼稚園であるが、貸付け前の改修工事の実施の有無は。 答 施設の引き渡しにあたり、必要最低限の改修工事を行ったうえで、貸付けをします。また、貸付け後の修繕は、原則、貸付けの相手方の費用負担としていますが、建物の構造や天災等に起因するものについては、協議のうえ対応します。 なお、財源は、県の企業誘致に関する補助金を活用予定です。</p> <p>基金管理事業について (議案第35号) 問 当該事業に関する補正予算の概要は。 答 普通交付税について、当初の見込みよりも交付が増額されたため、今後、負担増が見込まれる事業に備え、減債基金や教育施設等整備基金等へ追加で積み立てるものです。</p>
<p>文教厚生常任委員会 (3月2日開催)</p> <p>【原案可決】 議案第18号、議案第22号 議案第24号、議案第25号 議案第26号、議案第33号 議案第35号の一部 議案第36号の一部 議案第38号、議案第39号 議案第40号</p> <p>【不採択】 陳情第10号</p>	<p>学校支援センター設置条例の制定について (議案第18号) 問 当該センターで行う具体的な取組は。 答 主な取組内容は、①確かな学力の定着に向けた調査研究、②不登校児童生徒およびその家庭に対する学校のアプローチの仕方に関する調査報告、③放課後学習や家庭学習の習慣化の推進、④教員の指導力向上のための授業の検証助言、⑤地域人材による学校環境整備です。</p> <p>陳情第10号について ◎陳情要旨の「定期的な懇談の場を設ける」ことは、本市教育委員会の取組の状況に鑑みると、時期尚早であると感じます。しかし、それを理由に「不採択」とすることは、国県の取組方針に逆行することになり、躊躇せざるを得ません。 ◎不登校支援については、全面的に応援・賛同するとともに、意見交換を行うことについても大変有意義なことであると考えますが、具体的な懇談内容やスケジュール等の構想は、まだ未定とのことから、現段階では、任意の対話の場を設けることで認識を少しずつ近づけていくことが適当と考えます。</p>
<p>経済建設常任委員会 (3月3日開催)</p> <p>【原案可決】 議案第35号の一部 議案第41号 議案第42号</p>	<p>森林環境整備推進事業について (議案第35号) 問 当該事業に関する補正予算の概要は。また、新型コロナウイルス感染症拡大による森林整備への影響の有無は。 答 林野庁創設の地域林政アドバイザー制度を活用し、林業者の支援等に取り組んでいますが、その業務委託内容について、いま一度精査し、その不用額を減額補正するものです。 コロナ禍において、森林所有者等との直接の協議ができないことで、森林整備に係る調整に一部遅れが生じている面があります。</p> <p>繰越明許費補正について (議案第35号) 問 防災ネットワーク道路整備事業の予算を繰越しする理由は。 答 上横地・松ヶ谷線外に関する整備事業では、現地調査を含めた道路協議に時間を要しているため、また、蓮沼ホ・蓮沼イ線外に関する整備事業では、支障となる電柱の移設に時間を要しているため、年度内の工事完成が見込めないことから、令和4年度に繰り越すものです。</p>